- ●暑い夏 ~エコ で快適に!!
- ●賢いエコでシンプルライフ sapo之助のミニ情報
- 「特定商取引に関する法律」に違反した訪問販売事業者に対する行政処分

- 消費生活専門相談員の資格取得に挑戦してみませんか。 県消費生活センターから



## 暑~い夏 エコで快適に!!

今年の梅雨入りは例年に比べ10日ほど早かったのですが、梅雨が明けると、すぐに暑い夏がやってきます。暑さが影響した事故として、「ペットボトル入り果汁飲料を飲み残し車内に放置していたら爆発した」という相談が寄せられました。屋根付き車庫に駐車していた間に、破裂した容器が車の天井に当たり屋根が変形しただけでなく車内中に飲料が飛び散ってしまいました。炭酸飲料等の飲みかけのものは雑菌が繁殖して爆発するなど、危険な事態が起こることもあります。車内や常温で放置するのは絶対にやめましょう。

また、昨年のような電力不足の心配はなくなりましたが、これまで通りに地球温暖化防止のために、熱中症に気をつけながら節電に取り組みましょう。



(2)

(3)

### ①夏の製品トラブルに気をつけよう!

暑い夏を迎えるとさまざまな製品トラブルが起きやすくなります。これまで起こったトラブルを振り返ることで、気をつけなければならないポイントを整理しました。特に、子どもや高齢者の方は、周りの方々がこまやかに注意を払いましょう。



### 花 火

子どもだけで遊ばせず、 必ず大人が付き添い危 険な行為をしたときはす ぐやめさせましょう。



### ライター

自動車内、直射日光の当たる場所や火気の近くなどに放置すると爆発する危険性があります。 また、子どもの手の届くところに放置しないようにしましょう。



### スプレー缶

制汗スプレーのように人体に噴射して使うものは、表示されている使用方法を守りましょう。自動車内や直射日光の当たる場所、熱源の近くこ放置しないようにしましょう。



### <u>キャンプやバーベキュー</u> 等に使用する着火剤

ゲル状の着火剤は、揮発性で 危険です。木炭の下に着火剤 を絞りだしたら速やかに点火

しましょう。燃焼中に着火剤を継ぎ足したり、火の中へ投入することは絶対にやめましょう。

### ②かしこいエコでシンプルライフ!

この夏も自分でできる節電に取り組みましょう。節電の方法はたくさんあります。 無理なく、できることから始めましょう。



### ◆節電の目標数値を設定してみましょう。

夏の真っ盛り、一斉に電力を消費すると、急な停電をまねいたり、場合によっては生命に関わることも起 こるかもしれません。これらの事態を予測して、経済産業省では、夏の平日における使用電力を極力削減 するよう協力を呼び掛けています。昨年は大震災の影響もあって全体で15%削減を目標にしていました が、今年度は特に数値の設定はないものの、九州地区で8.5%の節電を見込んでいます。節電への取組 でこれまでとどのように変わるか比較してみましょう。

### ●冷蔵庫



- 適切な設定温度にし、ドアの開 閉は少なく、詰め込みすぎない ようにしましょう。
- 省エネ効果…年間2680円、 CO<sub>2</sub>は42.6kgの削減効果



### 照明器具

- 点灯時間を短くし、できるだけ 電球型蛍光ランプを使用する。 OFFは壁スイッチで。
- 省エネ効果…年間1850円、 CO2は29.4kgの削減効果

### ●テレビ



- 画面の輝度を最適にし、 見ないときは主電源を OFF.
- 省エネ効果…年間970 円、CO2は15.4kgの削 減効果

### エアコン



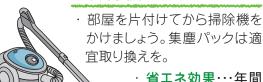
- 設定温度は28℃、カーテ ンやすだれ、ブラインドな どを利用し日差しを和らげ る工夫をしましょう。
- 省エネ効果…年間670 円、CO2は10.6kgの削 減効果

### 洗濯機



- まとめ洗いを心がけ、洗濯 機の容量に合わせ回数を 少なくしましょう。
- 省エネ効果…年間130円、 CO2は2.1kgの削減効果 (水道代は3820円の効果)

### ▶掃除機



・省エネ効果・・・年間 150円、CO2は2.4 kgの削減効果

※年間省エネ効果は目安です。 ※財団法人:省エネルギーセンター「家庭の省エネ大辞典」を参考にしています。

# 「sapo之助」の

### 「特定商取引に関する法律」に違反した 訪問販売事業者に対する行政処分

長崎県は、主に独居の高齢者に対して、排水管洗浄・消毒等の役務を提供した訪問 販売事業者である「便利屋 |こと山口充幸(やまぐちみつゆき)(長崎市)に対し、平成 25年6月21日、特定商取引法に基づき3ヶ月間の業務停止命令を行いました。

同者は、高齢者宅を訪問して排水管洗浄・消毒等について言葉巧みに勧誘し、介護のために出入り する家族や独居でない場合の同居家族との接触を避けながら、当該高齢者が認知症等により判断力 不足であることが判るとさらに何回も勧誘し、契約を取り付けた際には契約書を交付せ ず、領収書のみ交付するという取引をおこなったものです。

## 申し込んでいないのに強引に送りつけられる健康食品

### 相談事例

先日突然「以前お申込みいただいた健康食品が準備できたので代引配達で送ります」と電話があった。覚えがないので断ると「あなたの生年月日を控えてある。注文時の録音もあるので間違いない」「あなたに合わせて作ってあるので断れない」などと強引で、断りきれず商品の送付に同意してしまった。しかし申込んでもいないし、約3万円と高額なので、家族に相談して配達時に受け取り拒否した。すると直後から電話で「なぜ受け取らないのか」「契約違反だ、裁判にする」とまくし立てられて、怖くなった。今後また商品が送られたらどうしたらいいか。買わなければいけないか。



### センターの対応

相談者には、再度商品が届いた場合代引配達で代金を支払うと取り戻しが難しくなるので、

- ①受け取りを拒否し、代金を払わない。
- ②配達時に相手の会社名、住所、電話番号などを控え、もともと契約はしていないことと、電話で商品の送付に同意したことについてはクーリング・オフすることを書面で通知する。
- ③家族にも事情を話して同じような対処をする。

### などアドバイスしました。

すると数日後相談者から、また商品が代引配達で送られてきた、アドバイス通りに商品を受け取り拒否し相手の会社名などを控えたとセンターに再度連絡がありました。相談者に契約拒否とクーリング・オフの通知書面を送付するよう援助し、当センターから相手事業者に連絡して契約不成立であること、仮に成立したとしてもクーリング・オフすることを伝え、合わせて今後の勧誘停止を確認しました。

### |消費者へのアドバイス

「以前お申込み頂いた健康食品を送ります」と電話があり、申し込んだ覚えがないと断ったのに送り付けられるという高齢者を狙った相談が、全国で急増しています。

他にも「複数の販売業者から送りつけられた」「頼んでいることを忘れていたのかもしれないと思って3万円払ったところ、毎月配達の定期購入だった」などさまざまな苦情が報告されています。

契約は、売り手と買い手の「売りたい」「買いたい」という合意がないと成立しません。「売りたいので買ってください」という売り手の申込みに「はい、分かりました」という買い手の同意があって契約が成立します。契約が成立して初めて、買い手には支払い義務が生じます。

しかし事例の場合のように、契約不成立を主張しても強引な販売会社が多いため、上記のような対応をすることになります。

さらに最近は、契約不成立、クーリング・オフなどの書面を送付しても「あて所に尋ねあたりません」として戻ってきてしまう例が出てきました。この場合は、代金を払ってしまうと返金は困難と思われます。くれぐれも支払わないように気をつけましょう。

### お知らせ

### 「消費生活専門相談員」の資格取得に 挑戦してみませんか?

### ~安心できる暮らしのために~

長崎県消費生活センターでは、「消費生活専門相談員」の資格をもった相談員が地域の方々の消費生活に関するさまざまな相談にあたっています。

「消費生活専門相談員」は消費生活センター等で消費生活相談に応じるために必要な一定水準以上の 知識と能力を持ち合わせていることを、独立行政法人国民生活センターが認定する資格です。

資格認定試験は、毎年全国各地で行っており、年齢、性別、学歴等を問わずどなたでも受験できます。

受験申込期日) 平成25年7月1日(月)~8月5日(月)必着

試験実施日 第1次試験 平成25年9月28日(土)

受験要領の 入手方法 返信用封筒(長形3号の封筒に90円切手貼付、宛先明記)を同封のうえ、郵便にて下記宛までご請求ください。なお、受験要領は国民生活センターのHPからもダウンロードできます。 (http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html)

問い合わせ先

〒108-8602 東京都港区高輪3-13-22 独立行政法人 国民生活センター 資格制度室 Tel:03-3443-7855 (直通)



### 県消費生活センターから

●消費生活に関するビデオ (DVD)・パネルの貸し出しを行っています。

悪質商法や衣食住など消費生活に関するビデオ (DVD)・パネルの貸し出しを行っています。講習会や研修会などでご活用ください。

なお、県消費生活センターホームページ (ながさき消費生活館) で「ビデオ・DVD一覧」、「パネル一覧」としてリストを掲載しています。

●消費生活トラブル相談事例を「長崎新聞」に毎月連載中です。

長崎新聞の家庭面に、毎月一回『**生活情報110番**』というタイトルで、県消費生活センターに寄せられた相談事例から悪質商法の手口、対処法等をご紹介しています。

この情報は、消費生活センターのホームページ (ながさき消費生活館)でもご覧いただけます

## http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/



計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3 TEL 095-844-9892 FAX 095-844-8844 編集・発行 -

長崎県消費生活センター

(長崎県県民生活部食品安全・消費生活課) 〒850-0057 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階

TEL 095-824-0999 FAX 095-828-1014

ホームページ「ながさき消費生活館」 http://www.pref.nagasaki.jp/shouhi/